

第 50 回総社市民まつり “雪舟フェスタ”  
出店に関する注意事項

- ① 出店者会議には必ず責任者をご出席下さい。
- ② 当日の設営は、受付テントで受付を済ませてから取り掛かって下さい。
- ③ ビン類の販売、及び持込みは禁止しております。
- ④ 賭博性のある物（くじ引き、射的、輪投げ等）の販売や景品交換とおぼしき行為を禁止します。
- ⑤ 物品の買取り行為を禁止します。
- ⑥ 衛生：飲食物を扱う方は特にご注意頂きビニールシートを敷くとともに、保健所指定の用紙を提出して下さい。
- ⑦ 危険防止：防火、防災には特に注意し、火気を扱う店には必ず、火気を使う物の下に防火シートを敷いて頂く事と消火器を必ず備えつけて下さい。（消防署指令）
- ⑧ 設営：会場内の芝生への配慮と致しまして、出店者の皆様方には、各自ブルーシートを芝生養生の為、敷いて頂きますようお願い致します。又、設営等でやむなく会場に入場の場合は会場内 20 k m以下とする。尚、無理な運転(急ハンドル・急発信・急ブレーキ等)で芝生を傷つけた方が特定出来た場合、修繕費を請求する場合があります。
- ⑨ ゴミの処分：各店舗で出たゴミ、残飯等は必ず全てお持ち帰り下さい。当日ゴミの放置が実行委員会により特定できた場合、別途ゴミの処分費を頂き、次回からの出店をお断りします。又、焼き鳥、イカ焼き、牛串等の食材の汁や串の処分にはご注意下さい。（過去にポイ捨てされた串でケガ人が出ました。）
- ⑩ 清掃：各自で責任をもって清掃下さい。  
※撤収作業終了後、自店舗区画以外の会場内清掃にもご協力をお願いします。  
※**21：30**までに、出店許可証をご返却下さい。その際ゴミ袋・火ばしをお渡しします。（清掃に非協力店は、次回からの出店をお断りします。）
- ⑪ 駐車場等：駐車場利用は各店舗 2 台までとし、指定場所へ駐車頂けます。（4 t 以下）  
設営準備する際の会場内通行は、開始 1 時間前までとします。時間厳守で駐車場へ移動させて下さい。尚、移動販売車両等が店舗兼用の場合は、実行委員会にお申し出ください。出店者には 1 区画につき 2 枚まで通行証を発行します。  
車のフロント部分のよく見える位置に掲示して下さい。尚、通行証の無い車両については、一切会場に入れません。
- ⑫ 事故等：事故防止対策を徹底して下さい。実行委員会は一切の責任を負いません。
- ⑬ 保険等：出店受付時に保険加入状況を確認させて頂きます。  
食品衛生保険に加入されていない方は、あんしんフード君（総合食品賠償共済）に加入して頂きます。  
加入される場合は、出店料とは別途で保険料 **3,300** 円が必要となります。